

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

米沢市長 近藤 洋介

市町村名 (市町村コード)	米沢市 (62022)
地域名 (地域内農業集落名)	上長井地区 (遠山町、古志田町、下笹野町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月28日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み、離農によって担い手が徐々に減少している。現在使用している機械が壊れたら離農するという声も出ている中で、後継者や若手農業者がおらず、将来の農地利用が危機的状況である。

また、最近は野生動物による被害が拡大してきていることもあり、耕作放棄地の更なる増加が懸念される。農地の分散も目立つため、担い手への集積・集約が課題である。

現状を踏まえ、農地の引き受け手となる法人組織や若手農業者の確保・育成、獣害対策の拡充が急務であり、農業者ごとに分散する農地の集約や基盤整備による生産性の向上を図っていく必要がある。

【地域における主要な作物】水稲、伝統野菜(雪菜、かぶ等)

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業者がある程度の人数に限られてくるのは仕方がないことであるため、農業者ごとに分散する農地を集約して団地化し、農業経営を効率的に行っていくための基盤の確立を目指していく。

伝統野菜の産地として存続させつつ、集落営農の組織化や地域ぐるみで会社を立ち上げるなどして、当地区における農村地域を守っていく。

鳥獣害の拡大に歯止めをかけるため、補助金を活用した電気柵の設置範囲の拡大に取り組む。

未整理地域の圃場の大型化や入排水が容易に可能な基盤整備の実施を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	106.33 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	106.33 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

畜舎(農業用施設用地)及び農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手の経営意向を踏まえて農地を集約し、地域ぐるみの会社経営を構築するなど、作業の効率化を図る。 また、集積、集団化には地権者の理解が必要となるため、地権者を含めた話し合いの場を持ち、集積、交換、作付けを実施していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、まとまった農地を担い手や目標地図に位置付けた方に貸し付け、農地の集積を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
遠山地域は重要な農村地域であり、将来的に農地として守っていくうえで基盤整備を実施する必要がある。他の地域においても圃場の大型化や、入排水が容易に可能な基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
稲作が中心であり、作業員の確保が急務であることから、行政やJA等と連携し、近隣の組織や小規模・兼業農家など地域内外から多様な経営体を募集し、オペレーターの育成を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、大規模農業経営体への農作業委託を活用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

鳥獣捕獲、補助金を活用した電気柵の設置を行う。

③スマート農業

圃場規模を見据え、スマート農業のあり方を検討していく。